

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	精神障害者保健福祉に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三次市は、精神障害者保健福祉に関する事務における個人情報の取扱いにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務では、特定個人情報に限らず、個人情報全般について、業務フローに基づき、リスクの分析と対策を明確にしたうえで、業務を行っている。

評価実施機関名

広島県三次市

公表日

令和7年1月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉に関する事務
②事務の概要	<p>三次市は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための個人番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【精神障害者保健福祉手帳】</p> <ul style="list-style-type: none">①精神障害者保健福祉手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務②精神障害者保健福祉手帳の返還に関する事務③精神障害者保健福祉手帳交付台帳の整備に関する事務④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤精神障害者保健福祉手帳の再交付に関する事務 <p>【自立支援医療(精神通院)】</p> <ul style="list-style-type: none">①自立支援医療申請の受理その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務に関する事務②自立支援医療認定台帳の整備に関する事務③月額費用上限額の認定に関する事務④氏名の変更又は居住地の移転に関する届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務⑤自立支援医療(精神通院)の再交付申請受理に関する事務 <p>【データ提供】</p> <ul style="list-style-type: none">①情報提供ネットワークシステムへの障害者福祉データ提供
③システムの名称	1. 障害者福祉システム 2. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)障害者福祉情報ファイル (2)宛名ファイル (3)宛名履歴ファイル (4)税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号) 第9条第1項 別表 第22項、第117項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条、第60条の2

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>1) 実施する</p> <p>2) 実施しない</p> <p>3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供の根拠) : 第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項 (42, 48, 49, 53, 76, 77, 80, 113, 125, 145)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条, 第51条, 第55条, 第78条, 第79条, 第115条, 第127条, 第147条</p> <p>(情報照会の根拠) : 第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) (14, 41, 144, 145, 146の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第16条, 第43条, 第146条, 第147条, 第148条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 健康推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 総務部総務課(行政係) 電話:0824-62-6153
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	三次市役所(広島県三次市十日市中二丁目8番1号) 福祉保健部健康推進課 電話:0824-62-6232
9. 規則第9条第2項の適用	
	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月9日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、対策を講じている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 9) 従業者に対する教育・啓発 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。
	※1_eーラーニング

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月27日	Ⅱ－1	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月27日	Ⅱ－2	平成27年1月5日時点	平成28年5月27日時点	事後	
平成28年5月31日	表紙－公表日	平成27年9月16日	平成28年5月31日	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ－1	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	Ⅱ－2	平成28年5月27日時点	平成29年5月10日時点	事後	
平成29年5月10日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第1項 別表第1 第14項, 第84項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第14項, 第84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第14条, 第60条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月10日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項 (26,27,28,31,54,55,56の2,79,87,109の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの) (25,108,109,110の項)</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項(26,27,28,31,54,55,56の2,79,87,109の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第29条、第30条、第42条、第44条、第55条の2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(10,25,108,109,110の項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第9条、第18条、第55条、第55条の2</p>	事前	
平成29年5月31日	表紙-公表日	平成28年5月31日	平成29年6月20日	事後	
平成30年10月23日	表紙-公表日	平成29年6月20日	平成30年10月23日	事後	
平成30年10月23日	I-5-②	牧原 英敏	課長	事後	
平成30年10月23日	II-1	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
平成30年10月23日	II-2	平成29年5月10日時点	平成30年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	表紙-公表日	平成30年10月23日	令和1年6月28日	事後	
令和1年6月28日	I-7	総務部総務課(行政係)	総務企画部総務課(行政係)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ－1	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ－2	平成30年5月10日時点	令和1年5月10日時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－1		基礎項目評価書	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－2		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－3		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－4		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－5		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－6		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－7		特に力を入れている	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－8		[○]自己点検 [○]内部監査	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ－9		特に力を入れて行っている	事後	
令和2年7月31日	表紙－公表日	令和1年6月28日	令和2年7月31日	事後	
令和2年7月31日	Ⅰ－7	総務企画部総務課(行政係)	総務部総務課(行政係)	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－1	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ－2	令和1年5月10日時点	令和2年5月1日	事後	
令和3年7月2日	表紙－公表日	令和2年7月31日	令和3年7月2日	事後	
令和3年7月2日	Ⅱ－1	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月2日	Ⅱ－2	令和2年5月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年12月27日	表紙－公表日	令和3年11月18日	令和3年12月27日	事後	
令和3年12月27日	I－4－②	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第7号 別表第2	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2	事後	
令和4年7月6日	表紙－公表日	令和3年12月27日	令和4年7月6日	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ－1	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年7月6日	Ⅱ－2	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ－1	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	Ⅱ－2	令和4年6月1日時点	令和5年8月1日時点	事後	
令和5年8月21日	表紙－公表日	令和4年7月6日	令和5年8月21日	事後	
令和6年12月9日	表紙－公表日	令和5年8月21日	令和7年1月24日	事後	
令和6年12月9日	I－3	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表第1 第14項, 第84項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第14条, 第60条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項 別表 第22項, 第117項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第14条, 第60条の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	I-4-②	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第19条第8号 別表第2(別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項(26,27,28,31,54,55,56の2,79,87,109の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第29条,第30条,第42条,第44条,第55条の2 (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(10,25,108,109,110の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)第9条,第18条,第55条,第55条の2</p>	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 (情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「障害者関係情報」が含まれる項 (42, 48, 49, 53, 76, 77, 80, 113, 125, 145)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第50条,第51条,第55条,第78条,第79条,第115条,第127条,第147条 (情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者が「市町村長」のうち、第2欄(事務)が「障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの」あるいは「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務であって主務省令で定めるもの」となっているもの)(14, 41, 144, 145, 146の項)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第16条,第43条,第146条,第147条,第148条</p>	事後	
令和6年12月9日	IV-2	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-3	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-4	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-5	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-6	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-7	特に力を入れている	十分である	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月9日	IV-8		十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-8		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で健康推進課長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、対策を講じている。	事後	
令和6年12月9日	IV-10	特に力を入れている	十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-11		9) 従業者に対する教育・啓発	事後	
令和6年12月9日	IV-11		十分である	事後	
令和6年12月9日	IV-11		毎年度当初に、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度職員を含む。)等に対し、教育研修を実施※1している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係する全ての職員が研修を受講するための措置を講じている。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考えられる。 ※1_eラーニング	事後	
令和6年12月9日	II-1	令和5年8月1日時点	令和6年12月9日時点	事後	
令和6年12月9日	II-2	令和5年8月1日時点	令和6年12月9日時点	事後	